

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 3 年 2 月 4 日

鶴岡市長 皆 川 治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙のとおり（61地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 4 日

3. プラン修正理由

別紙のとおり

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙のとおり

5. 地域農業の将来のあり方

別紙のとおり

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙のとおり

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第5期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
1	八ツ興屋	R3. 2. 4	・中心経営体の追加 2人	(12) 14	(12) 13	(0) 1	(0) 0	(12) 14	(7) 9	(0) 0	(5) 5	担い手はいるが十分ではない。	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	大泉地域 (白山・矢馳・山田・布目・大淀川・小淀川・寺田・井岡・岡山・森片・上清水・中清水・下清水・清水新田)	R3. 2. 4	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(123) 123	(117) 117	(5) 5	(1) 1	(123) 123	(88) 88	(1) 1	(34) 34	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	・地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	道形	R3. 2. 4	・中心経営体の追加 1人	(5) 6	(4) 5	(1) 1	(0) 0	(5) 6	(5) 5	(0) 0	(0) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は農地の貸付け、水管理集落オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	文下	R3. 2. 4	・中心経営体の追加 1人	(18) 19	(18) 19	(0) 0	(0) 0	(18) 19	(13) 13	(1) 1	(4) 5	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	本田	R3. 2. 4	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の削除 1人	(11) 12	(10) 11	(1) 1	(0) 0	(11) 12	(7) 7	(0) 0	(4) 5	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稲+α(枝豆、野菜)の複合経営による農業 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
6	播磨	R3. 2. 4	・中心経営体の追加 3人	(11) 14	(10) 13	(1) 1	(0) 0	(11) 14	(10) 12	(0) 0	(1) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・水稲育苗の共同化や収穫作業の集積を契機として水田の賃貸借を誘導し、規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・枝豆や大豆、花きなどの品目拡大・団地化継続とブロックローテーションへの取り組みにより、生産量・品質の向上と安定した複合経営を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	湯野沢	R3. 2. 4	・中心経営体の追加 1人	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	(9) 10	(9) 9	(0) 1	(0) 0	担い手は十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	平京田	R3. 2. 4	・中心経営体の追加 3人	(6) 9	(6) 9	(0) 0	(0) 0	(6) 9	(4) 6	(0) 0	(2) 3	担い手は十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	安丹	R3. 2. 4	・中心経営体の追加 1人	(11) 12	(11) 12	(0) 0	(0) 0	(11) 12	(8) 8	(2) 2	(1) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
10	林崎	R3. 2. 4	・中心経営体の属性変更 2人	(13) 13	(13) 13	(0) 0	(0) 0	(13) 13	(13) 11	(0) 0	(0) 2	担い手は十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第5期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
11	上町	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 1人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載 貸付け 24,472㎡</li> </ul>	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(11) 11	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。</li> <li>規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
12	古郡	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 3人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載 貸付け 70,605㎡</li> </ul>	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	(9) 9	(9) 7	(0) 0	(0) 2	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>水稲の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく</li> <li>飼料用米もまとめて取り組んでいく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
13	大川渡	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載 貸付け 4,722㎡</li> </ul>	(10) 10	(10) 10	(0) 0	(0) 0	(10) 10	(8) 8	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
14	谷地興屋	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 2人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載 貸付け 41,748㎡</li> </ul>	(3) 3	(2) 2	(1) 1	(0) 0	(3) 3	(3) 3	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接集落と連携し、離農する農家から農地を借り受け、規模拡大を図り、生産費のコストダウンを目指す</li> <li>営農組合は法人化とともに、集落内の離農農家の受け手となる</li> <li>規模拡大農家と法人で連携し、生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
15	添川	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 1人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載 貸付け 15,127㎡</li> </ul>	(17) 17	(17) 17	(0) 0	(0) 0	(17) 17	(14) 14	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農者を促進する</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>特別栽培等に取り組み高付加価値化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
16	東堀越	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 1人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載 貸付け 44,597㎡</li> </ul>	(17) 17	(17) 17	(0) 0	(0) 0	(17) 17	(12) 12	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>水稲の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値化を実践していく</li> <li>大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく</li> <li>飼料用米もまとめて取り組んでいく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
17	上中野目	R3.2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 1人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 15,281㎡</li> </ul>	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(4) 4	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接集落と連携を図りながら、後継者と新規就農者の育成に努め、農地集積を図る</li> <li>特別栽培米の生産に取り組み、高付加価値化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
18	八色木	R3.2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の属性変更 1人</li> <li>中心経営体の削除 3人</li> <li>中心経営体の経営面積の変更 2人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 37,029㎡</li> </ul>	(21) 19	(19) 16	(2) 3	(0) 0	(21) 19	(14) 14	(0) 0	(7) 5	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>畜産農家と連携し、飼料米栽培に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
19	豊栄	R3.2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の削除 2人</li> <li>中心経営体の経営面積の変更 3人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 24,190㎡</li> </ul>	(10) 8	(10) 8	(0) 0	(0) 0	(10) 8	(8) 7	(0) 0	(2) 1	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的に農地集積を進めながら、中心となる経営体の生産性の向上を図っていく</li> <li>複合化に積極的に取り組んでいく</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
20	小中島	R3.2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 2,815㎡</li> </ul>	(11) 11	(6) 6	(5) 5	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく</li> <li>6次産業化に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
21	西小路	R3.2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 7,897㎡</li> </ul>	(4) 4	(3) 3	(1) 1	(0) 0	(4) 4	(3) 3	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者や農事組合法人に農地を集積し生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
22	西渡前	R3.2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 1人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 9,683㎡</li> </ul>	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(5) 5	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、地域の中心となる経営体については、規模拡大を視野に入れているものの、集落内、その他の農業者については、しばらく現状維持と思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方			
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者				認定新規就農者		一般農業者
23	大半田	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 1人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 7,442㎡</li> </ul>	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(7) 7	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農を促進する</li> <li>野菜・花の高付加価値化を目指す</li> <li>先に立つ人が育ててくれれば、集落営農を目指すことも考えられる</li> <li>今後は離農する人、規模拡大する人の2極化が進むと考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
24	箕升新田	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 1人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 6,475㎡</li> </ul>	(4) 4	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(4) 4	(4) 4	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>
25	柳久瀬	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積の変更 1人</li> <li>農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 4,262㎡</li> </ul>	(1) 2	(0) 0	(1) 2	(0) 0	(1) 2	(1) 2	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農事組合法人ファームやなくせを地域の中心経営体として、法人への農地集積を進める</li> <li>中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る</li> <li>直播栽培面積を増やし、低コスト化と春作業の平準化を図っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</li> </ul>

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第5期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
26	中川代	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地への追加 2人</li> <li>中心経営体の削除 2人</li> <li>中心経営体の追加 4人</li> <li>中心経営体の経営面積等の変更 6人</li> </ul>	(21) 23	(20) 22	(1) 1	(0) 0	(21) 23	(15) 16	(1) 2	(5) 5	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・ 担い手に集積、集約化する。</li> <li>・ 担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・ 耕作放棄地を解消する。</li> <li>・ 担い手に集積、集約化する。</li> <li>・ 担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・ 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・ 中山間地域の耕作放棄地を活用し付加価値農業を展開する。</li> <li>・ 地域の中心となる経営体と新規就農者が連携し、労働力、生産技術、経営管理技術などお互いに得意分野を教えあう。</li> <li>・ 中心となる経営体、その他の農家、新規就農者が協力し産直などの6次産業化を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>	
27	町屋 ・ 染興屋 ・ 川行	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地への追加 1人</li> <li>中心経営体の追加 3人</li> <li>中心経営体の経営面積等の変更 2人</li> </ul>	(13) 16	(13) 16	(0) 0	(0) 0	(13) 16	(9) 10	(0) 0	(4) 6	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手に集積、集約化する。</li> <li>・ 担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>・ 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・ 農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得とともに目指す。</li> <li>・ 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>	
28	仙道	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地への追加 2人</li> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積等の変更 2人</li> </ul>	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	(9) 10	(8) 9	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手に集積、集約化する。</li> <li>・ 担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>・ 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>・ 規模拡大農業者や新規就農者へ農地の集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>・ 農機具の共同化によるコストダウンを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>	

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
29	狩谷野目	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地への追加 4人</li> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積等の変更 2人</li> </ul>	(8) 9	(8) 9	(0) 0	(0) 0	(8) 9	(7) 8	(1) 1	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大農家や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>法人化とともに、地域内農地の保全を積極的に進め有効利用し、付加価値農業を展開する。</li> <li>経営体の連携を図り、労働力調整とともに、生産・経営管理の技術向上を推し進める。</li> <li>中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付と共に労働力の提供や知見を活かした助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
30	赤川	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地への追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積等の変更 1人</li> </ul>	(4) 4	(4) 4	(0) 0	(0) 0	(4) 4	(4) 4	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>水稻を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。</li> <li>法人化を目指し規模拡大を図る。</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>営農組合は法人化と共に、耕作放棄地を再利用した付加価値農業を展開。</li> <li>中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は農地の貸付・水管理・集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知識を活かした助言を行う。</li> <li>低コスト、直播、機械の共同利用など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
31	金森目	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地への追加 2人</li> <li>中心経営体の経営面積等の変更 3人</li> </ul>	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(6) 6	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> <li>新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心となる経営体へ農地を集約し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付、水管理、集落の水路・草管理を担う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
32	猪俣新田・中屋	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付意向農地への追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積等の変更 1人</li> </ul>	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	(9) 9	(5) 5	(0) 0	(4) 4	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積、集約化する。</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。</li> <li>水稻を中心としながら、野菜等との複合経営により安定化を図る。</li> <li>新規就農者や規模拡大希望の農家へ農地を集め、生産のコスト低減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>



No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方			
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者				認定新規就農者	一般農業者	
33	細谷・押口	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 2人 ・中心経営体の経営面積等の変更 3人 ・中心経営体の属性変更 1人	(7) 7	(5) 5	(2) 2	(0) 0	(7) 7	(6) 7	(0) 0	(1) 0	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農家へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・地域として、有機・特別栽培等の高付加価値の米生産をする。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
34	松ヶ岡	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 1人 ・中心経営体の追加及び経営面積等の変更 1人	(12) 13	(9) 10	(3) 3	(0) 0	(12) 13	(12) 13	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を図る。 ・法人化を目指し経営規模の拡大を目指す。 ・水稻については、集落の内外を問わず、規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 また、水田の区画が小さいので、将来、再整備の実施を検討する。 ・農業者同士連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。また、今後、定年帰農者が増える見込みであり、若年の新規就農者を確保し、水稻以外の果樹、畑作を含めて地域農業の活性化を図る。 ・女性農業者を中心に直売所、干柿加工、笹巻き作り等に取り組んでいるが、松ヶ岡の観光面との連携を深め、更なる拡充を目指す。 ・地域内の全戸を組合員とする農事組合法人松ヶ岡農場の地域農業に果たす役割について検討してゆく。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、農用地の環境保全、集落内での共同作業等の役割を担うとともに、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
35	鎌田	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 1人 ・中心経営体の経営面積等の変更 1人	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
36	今野	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 4人 ・中心経営体の経営面積等の変更 1人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
37	高寺 ・ 下馬渡	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 1人 ・中心経営体の追加及び経営面積等の変更 1人	(3) 4	(3) 4	(0) 0	(0) 0	(3) 4	(3) 4	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者等へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
38	山荒川	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 1人 ・中心経営体の追加及び経営面積等の変更 1人	(2) 3	(1) 2	(1) 1	(0) 0	(2) 3	(2) 3	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・農事組合法人への農地集積を図り、低コスト化を推進していく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
39	上野新田	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 2人 ・中心経営体の追加 2人	(16) 18	(16) 17	(0) 1	(0) 0	(16) 18	(13) 15	(1) 1	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・水稻は、集落内外を問わず規模拡大をしていく。 ・農機具の共同利用などのコストダウンを図る。 ・農業者同士の共同作業などでコストダウンを図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
40	楯東	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 1人 ・中心経営体の追加 1人	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	(9) 10	(7) 8	(1) 1	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・高品質・低コスト生産で付加価値を高め、加工・直売を進める。又、同時に組織化へ向け検討を始める。 ・就農者同士連携し、互いの労働力調整とともに生産技術や経営管理技術を共有し、又、新規就農者(後継者)の育成支援を行う。 ・将来的に経営転換する農業者が出てくることを見据え、農地集積・連担化、農業者個々の役割の明確化など、安定した経営体作りの為の取り組みを継続的に行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
41	昼田・富沢・黒瀬	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 2人 ・中心経営体の追加 2人	(11) 13	(10) 12	(1) 1	(0) 0	(11) 13	(9) 11	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積し、生産コストダウンを図る。 ・新規就農者同士、労働力調整、生産技術、経営管理技術の修得を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
42	下川代	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 2人 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の経営面積等の変更 1人	(14) 15	(14) 15	(0) 0	(0) 0	(14) 15	(9) 10	(0) 0	(5) 5	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業、自給的農家)は、農地の貸付、水管理、オペレーター等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行い集落の営農を維持していく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
43	西荒川	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 3人 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積等の変更 3人	(11) 12	(11) 12	(0) 0	(0) 0	(11) 12	(9) 10	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、経営費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と共に集落内で作業の効率化を図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
44	白山	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 1人 ・中心経営体の追加 1人	(4) 5	(3) 4	(1) 1	(0) 0	(4) 5	(4) 5	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・規模拡大農業者に農地集積し、生産費のコストダウンを図る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
45	松尾 ・ 石野新田	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 2人 ・中心経営体の追加 1人	(9) 10	(9) 9	(0) 1	(0) 0	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地の集積を進める。 ・田床改良を実施し、土づくり・高付加価値化を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
46	市野山	R3.2.4	・貸付意向農地への追加 2人 ・中心経営体の追加 2人	(9) 11	(9) 11	(0) 0	(0) 0	(9) 11	(7) 9	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第5期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
47	西荒屋	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 1人</li> <li>中心経営体の経営面積の変更 4人</li> </ul>	(22) 23	(22) 23	(0) 0	(0) 0	(22) 23	(20) 20	(0) 0	(2) 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める</li> <li>中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稻の生産費のコストダウンを図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく</li> <li>水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
48	板井川	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の追加 2人</li> <li>中心経営体の経営面積の変更 5人</li> </ul>	(10) 12	(10) 12	(0) 0	(0) 0	(10) 12	(10) 10	(0) 0	(0) 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する</li> <li>担い手の分散錯圖を解消する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>果樹・花卉・野菜の高付加価値農産物の生産に取組み、複合経営の確立をする</li> <li>規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う</li> <li>中心となる経営体5名(刈取面積28ha)と2名(刈取面積15ha)の水稻刈取機械共同利用組合は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る</li> <li>大豆は転作作目の基幹として毎年作付が増加しており、大豆生産組合による播種から刈取までの共同作業により低コスト化を図っている。今後は栽培管理に、多機能作業機を導入して、高品質と多収穫を目指す</li> <li>中心となる経営体のうち水稻自家乾燥・調整する7名は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る</li> <li>果樹との複合経営をめざす中心となる経営体は、規模拡大と作業の効率化を図るため防除機・高所作業車等を導入する</li> <li>担い手1名が経営を承継する。後継者が新規就農(継承型)の青年新規就農給付金を申請をし、H.28年4月よりハウスでのミニトマトの栽培に取組、所得200万を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
49	東北	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心経営体の経営面積の変更 1人</li> </ul>	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	(7) 7	(6) 6	(1) 1	(0) 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手は十分確保されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手に集積・集約化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用型農業については(農)東北グリーンファーム(仮)及び中心となる経営体が農地の受皿組織、個人として離農並びに規模縮小農家の対応にあたる</li> <li>東北地区生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める</li> <li>特別栽培米の生産拡大に取り組み、付加価値の向上に努める</li> <li>無人ヘリコプター防除の効率的利用やコントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る</li> <li>東南そば組合と連携し、そばの作付拡大を図り生産コストの低減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第5期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
50	下山添	R3.2.4	・中心経営体の経営面積の変更 2人	(21) 21	(20) 20	(1) 1	(0) 0	(21) 21	(19) 19	(1) 1	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下山添地区生産組合を中心に農用地の利用集積を行い、担い手となる認定農業者に農地を集積する集落営農システムを確立する。水稲は主に認定農業者が担当し、複合作物であるきゅうりなどの園芸作物は、女性陣が主となり農業所得の増大を図る</li> <li>・兼業農家や高齢農家が稼働能力に応じて、担い手農家に協力して農業に従事することにより、地域全体として生産体制を充足させる。高齢者でも取り組める軽量野菜導入の取り組みを進める</li> <li>・直播きや無人ヘリコプターの効率的利用、CE・MRC利用を促進し、低コスト化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
51	黒川上	R3.2.4	・中心経営体の経営面積の変更 2人	(16) 16	(16) 16	(0) 0	(0) 0	(16) 16	(13) 13	(0) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る</li> <li>・営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開</li> <li>・新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す</li> <li>・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
52	黒川下	R3.2.4	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(25) 25	(23) 23	(2) 2	(0) 0	(25) 25	(24) 24	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
53	松根	R3.2.4	・中心経営体の経営面積の変更 2人	(10) 10	(10) 9	(1) 1	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲作については特定の中心的経営体に農地の集約が進み、コストダウンが図られる方向に進む</li> <li>・地区産米のブランド化(高付加価値化)を模索し、収益の増加に繋げる</li> <li>・加工・流通業者や産直施設との連携の進展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第5期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
54	宝谷	R3. 2. 4	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(3) 3	(0) 0	(3) 3	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・中山間地域にあった方法で生産組合・認定農業者を中心に農地の利用集積または、農作業受委託を行い規模拡大を図る。 ・転作についてはそばを中心に取組み、引き続き団地化と集団化を図りながら組織活動の活性化に努め、良食味そばを安定生産する。 ・宝谷そば生産組合は、現在玄そばの販売のみであるが、そば粉での販売や更なる商品開発を模索しており6次産業化を推進していく。また、作業者の高齢化により、施肥の省力化の検討や組織の法人化も視野に入れた取り組みを展開していく。 ・そばの高品質化を目指し規格外品を出さないよう適期刈取り及び調整方法の適正化を強化しブランド品を生産・販売する事を目標に頑張る。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
55	梳代	R3. 2. 4	・中心経営体の経営面積の変更 3人	(17) 17	(15) 15	(2) 2	(0) 0	(17) 17	(15) 15	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・中心的経営体への農地の集積と生産費のコストダウンを図る ・地域の特性(きれいな水、中山間)を生かした作物の栽培と生産技術、経営手腕の向上を図り、高付加価値農業を目指す ・その他の農業者は、中心的経営体と連携して地域の財産(農業用道水路)の維持管理に協力するなど、補充的農業従事者として地域に関わる	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
56	田代	R3. 2. 4	・中心経営体の経営面積の変更 3人	(38) 38	(38) 38	(0) 0	(0) 0	(38) 38	(29) 29	(0) 0	(9) 9	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・水稻を中心に複合経営を進める ・農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る ・集落内の認定就農者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
57	馬渡	R3. 2. 4	・中心経営体の経営面積の変更 2人	(18) 18	(17) 17	(1) 1	(0) 0	(18) 18	(16) 16	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・馬渡生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める ・集落内の認定農業者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する ・特別栽培米の生産拡大に取組み、付加価値の向上に努める ・ヘリコプター防除の効率的利用やカントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第5期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
58	東岩本	R3. 2. 4	○中心経営体の経営面積の変更 2人	(16) 16	(13) 13	(3) 3	(0) 0	(16) 16	(12) 12	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・新規青年就農者に農地を集積していく。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。
59	大針	R3. 2. 4	○中心経営体の経営面積の変更 1人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(2) 2	(0) 0	(9) 9	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。
60	名川	R3. 2. 4	○中心経営体の経営面積の変更 3人	(15) 15	(14) 14	(1) 1	(0) 0	(15) 15	(7) 7	(0) 0	(8) 8	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。担い手の分散錯圃を解消する	・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。	・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。



令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第5期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段( )内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
61	温海地区	R3. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体の追加 3人</li> <li>・中心経営体の削除 3人</li> <li>・中心経営体の経営面積の変更 7人</li> </ul>	(40)	(36)	(4)	(0)	(40)	(26)	(0)	(14)	担い手はいるが十分でない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集積・集約化する。</li> <li>・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。</li> <li>・耕作放棄地を解消する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温海地域は山間地が多いため、条件のよい農地については、規模拡大志向の農業者や新規就農者へ農地を集積する。</li> <li>・認定農業者や(農)かすみ等を優先して集積させ、集約できない農地はあつみ農地保全組合と協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構を活用した農地集積・集約を推進する。</li> </ul>
40	36	4	0	40	25	0	15								